

個人情報保護管理打合せ会設置に関する内規

制定 平成 17 年 4 月 1 日

個人情報保護管理打合せ会設置に関する内規

(打合せ会の設置目的)

第1条 この内規は、個人情報保護の重要性の観点からエイチ・アイ・エス健康保険組合（以下「組合」という。）の役職員及び組合会議員における個人情報保護の周知徹底を図るとともに、組合業務システムの円滑なる管理運営を図るため、個人情報保護管理打合せ会（以下「打合せ会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、常務理事、事務長、全職員によって構成する。

(委員会の開催)

第3条 打合せ会は、少なくとも1年に1度開催する。

(委員会の議事)

第4条 委員会の議事は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 組合役職員及び組合会議員に対する個人情報保護の徹底及び組合業務システムの利用に関する研修・教育に関すること
- ② 組合業務システムの運行状況等に関すること
- ③ 組合業務システムに関連する大規模な機器等の購入・リース、廃棄等に関すること
- ④ 個人情報保護管理規程及び関連規程の改正・変更に関すること
- ⑤ 個人情報保護管理規程及び関連規程の遵守状況に関すること
- ⑥ その他、第1条の目的に必要な事項

第5条 委員会における決定事項は、組合役員及び組合会議員に周知するとともに、必要な事項については、理事会または組合会に諮問、報告しなければならない。

(委員会の会議録の作成)

第6条 委員会の議事については、会議録を作成する。

(委員会の議事内容の周知)

第7条 委員会において行なった議事内容について、必要な者については、速やかに組合役員及び組合会議員に対し、周知しなければならない。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。